証券コード　8706

平成28年６月２日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号
極東証券株式会社
代表取締役会長　菊池廣之

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月24日（金曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館　９階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項　１．第73期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第73期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

なお、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyokuto-sec.co.jp）に掲載し、ご提供いたしております。

（1）連結計算書類「連結注記表」

（2）計算書類「個別注記表」

以　上

受付開始時刻は午前９時を予定しております。開会時刻間際は大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
（http://www.kyokuto-sec.co.jp）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調ではあるものの、年度後半にかけてアジア経済の低迷などにより外需中心に低調となり、勢いは鈍化しております。

株式市場は、年度の前半は堅調で６月と８月には日経平均株価が21,000円を窺う場面もありました。しかし、中国の景気減速が世界に波及するとの懸念や、地政学的リスク、原油価格の大幅な下落、12月の米国利上げもあり、年度後半は値動きの荒い展開となりました。その結果、当期末の日経平均株価は、前期末に比べ13％安い16,758円となりました。一方で、日銀が１月末にマイナス金利政策を発表したことから、長短金利は急落し、10年物指標国債の利回りは△0.05％と史上初めてマイナス水準で当期を終えました。また、為替は年度後半からドル安円高の動きが強まり、前期末に比べて７円以上円高の１ドル＝112円50銭台で当期を終えております。

こうした環境の中、当社は、引き続き、お客さまの多様なニーズにお応えするため、「特色ある旬の商品」の提供に努めるとともに、株主資本の効率的運用の観点から、積極的な財務運営を行ってまいりましたが、当連結会計年度の業績につきましては、営業収益102億22百万円（前期比76.5％）、純営業収益101億４百万円（同78.0％）、経常利益42億76百万円（同67.6％）、親会社株主に帰属する当期純利益28億67百万円（同50.7％）となりました。

収益等の内訳は以下のとおりであります。

受入手数料

受入手数料は、26億96百万円（前期比97.0%）となりました。科目別の内訳は以下のようになっております。

イ．委託手数料

株券委託手数料は、11億96百万円（同93.8%）を計上し、これに受益証券委託手数料等を加えた「委託手数料」は、12億81百万円（同97.4%）となりました。

ロ．引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、36百万円（同201.3%）となりました。

ハ．募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、９億47百万円（同95.2%）となりました。

ニ．その他の受入手数料

主に投資信託の代行手数料からなる「その他の受入手数料」は、４億30百万円（同95.6%）となりました。

商品別の受入手数料の内訳は、次のとおりであります。

受入手数料の内訳

	第　72　期 (26.4.1～27.3.31)		第　73　期 (27.4.1～28.3.31)	
株券	百万円 1,305	(構成比) (47%)	百万円 1,244	(構成比) (46%)
債券	1	(0%)	1	(0%)
受益証券	1,449	(52%)	1,422	(53%)
その他	23	(1%)	28	(1%)
合計	2,779	(100%)	2,696	(100%)

トレーディング損益

株券等トレーディング損益は、40百万円の損失（前期は１億70百万円の利益）、債券等トレーディング損益につきましては、40億71百万円の利益（前期比65.0%）となりました。これらにその他のトレーディング損益１百万円の利益（同34.5%）を加えた「トレーディング損益」は、40億32百万円の利益（同62.6%）となりました。

営業投資有価証券損益

連結子会社（㈱FEインベスト）の「営業投資有価証券損益」は、１百万円の損失（前期は２百万円の利益）となりました。

金融収支

金融収益16億円（前期比103.5%）から金融費用１億18百万円（同29.1%）を差し引いた「金融収支」は、14億82百万円（同129.9%）となりました。

その他の営業収入

「その他の営業収入」は、連結子会社における手数料収入や不動産賃貸収入を中心に、18億93百万円（前期比73.1%）となりました。

販売費・一般管理費

「販売費・一般管理費」は、66億84百万円（前期比100.0%）となりました。

営業外損益

営業外収益は、有価証券利息を中心に合計で11億53百万円（前期比186.2%）を計上いたしました。一方、営業外費用は、支払利息等合計で２億97百万円（同52.5%）を計上し、営業外収益から営業外費用を差し引いた「営業外損益」は８億56百万円の利益（同1,614.0%）となりました。

特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益及び連結子会社における固定資産売却益の合計で30億38百万円（前期比90.4%）を計上いたしました。一方、特別損失は、投資有価証券評価損等合計で11億３百万円（同94.7%）を計上し、特別利益から特別損失を差し引いた「特別損益」は、19億34百万円の利益（同88.1%）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行を含む合計10行との間で、総額57億50百万円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は20億円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

項目	第70期 (24．４．１～ 25．３．31)	第71期 (25．４．１～ 26．３．31)	第72期 (26．４．１～ 27．３．31)	第73期 (27．４．１～ 28．３．31)
営業収益	12,207	13,905	13,361	10,222
（うち受入手数料）	(2,046)	(2,860)	(2,779)	(2,696)
経常利益	7,236	7,529	6,326	4,276
親会社株主に帰属する当期純利益	5,170	7,996	5,659	2,867
１株当たり当期純利益	162.06円	250.67円	177.41円	89.87円
総資産	77,754	92,080	99,232	83,011
純資産	40,293	46,269	50,099	45,605
１株当たり純資産額	1,263.01円	1,323.78円	1,382.67円	1,348.46円

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	事業内容
極東プロパティ株式会社	東京都中央区	10百万円	100％	当社店舗、保養所等の管理運営他
株式会社FEインベスト	東京都中央区	1,248百万円	99％	投資業
株式会社極東証券経済研究所	東京都中央区	20百万円	100％	経済、金融証券市場の調査・研究

（注）当社の連結子会社は上記の重要な子会社のうち、極東プロパティ株式会社及び株式会社ＦＥインベストの２社を含む計11社であります。（株式会社極東証券経済研究所を除く）

(4) 経営方針及び対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社及びグループ会社（以下「当社グループ」という。）は、創立以来、「信は萬事の基と為す」を経営の基本理念として、信頼を原点としたFace to Face（お客さまとの直接対話型）のビジネスモデルと健全経営の追求による安定的成長確保を経営の基本方針としております。

今後とも、経営環境の変化を的確に捉えながら、収益性・効率性の追求はもとより、コンプライアンスを含むリスクマネジメント及びコーポレート・ガバナンスの実効性を高め、企業価値向上を図ってまいります。

（注）グループ会社とは、当社の子会社である「極東プロパティ株式会社、株式会社ＦＥインベスト、株式会社極東証券経済研究所」の３社であります。

② 対処すべき課題

イ．Face to Faceのビジネスモデルの追求

オンライン証券会社や他の中堅証券会社との差別化を図るうえで、「多様な商品によるマーケット変化を捉えた機動的な運用提案」をいかに実践し、お客さまの投資パフォーマンス向上に資するかが重要な課題であります。

今後とも、当社グループは、「特色ある旬の商品の提案力」及び「幅広いコンサルティング機能」の強化並びに「わかり易く、親切・丁寧な対応」の徹底に努め、お客さまとの信頼関係強化を図りながら、資本市場の担い手としての役割を果たしてまいります。また、その取組みを通じて、長期安定的収益の基盤となる「新規顧客の開拓」及び「預り資産の増強」の課題を達成してまいります。

ロ．積極的な財務運営による収益力向上と収益多様化

当社グループは、これまで、株主資本の効率的運用の観点から、積極的な財務運営を行ってまいりました。

今後とも、経営環境の変化を的確に捉え、その時々の核となる新しい収益分野にいち早く取り組み、適正なリスク管理の下、収益力向上と収益多様化を図ってまいります。

ハ．リスクマネジメント及びコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、全てのステークホルダーの信頼に応え、資本市場の一層の発展に資するべく、役職員全員がより高い倫理観を持ち業務運営に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施し、コンプライアンスの強化を図ってまいります。

また、管理すべきリスクが多様化する中、財務の健全性の確保や企業価値向上に向け、リスクマネジメントの更なる強化と効率化を図ってまいります。

さらに、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、有価証券の売買等、有価証券の売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱いを主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び位置付けは次のとおりであります。

①金融商品取引業

極東証券株式会社は、国内において金融商品取引業を営んでおります。

②不動産業

極東プロパティ株式会社は、不動産業を営み、主として極東証券株式会社の本支店の店舗等を賃貸しております。

③投資業
　株式会社ＦＥインベストは、極東証券株式会社の投資事業への取組みの機動性を高め、同事業の一層の強化を図ることを主要な目的として、投資事業を営んでおります。
④調査・研究業
　株式会社極東証券経済研究所は、主として極東証券株式会社の委託に基づき、国内外における経済、金融証券市場の調査・研究業を営んでおります。

　なお、当社の連結子会社は11社であります。

(6) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）
①　本店　　東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号
②　支店　　８店舗

区　　分	店舗数	店　　舗　　名
東　京　都	5	大手センタービル支店、霞が関ビル支店、 新宿支店、新小岩支店、蒲田支店
神 奈 川 県	1	平塚支店
愛　知　県	1	名古屋支店
大　阪　府	1	大阪支店

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）
①　企業集団の使用人の状況

使　　用　　人　　数	前連結会計年度末比増減
245名	６名減

（注）使用人数は就業員数であり、うち嘱託社員は５名であります。

②　当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
234名	６名減	43.2歳	16.3年

（注）使用人数は就業員数であり、うち嘱託社員は５名であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,000百万円
株式会社七十七銀行	3,584
三井住友信託銀行株式会社	2,403

（注）上記の借入先からの借入金のほかに、主な借入金としてコールマネー6,000百万円があります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　130,000,000株
② 発行済株式の総数　32,779,000株
③ 株主数　12,367名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社みつる	2,640千株	8.27%
株式会社七十七銀行	1,616	5.06
株式会社三井住友銀行	1,523	4.77
三井住友信託銀行株式会社	1,491	4.67
菊池廣之	979	3.07
菊池一広	967	3.03
菊池基之	875	2.74
高野満美恵	730	2.28
菊池久基	727	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	713	2.23

（注）１．当社は、自己株式877,402株を保有しておりますが、上記からは除外しており、持株比率も控除して計算しております。
２．持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第３位を切り捨てて、それぞれ表示しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
菊池廣之	代表取締役会長	極東プロパティ株式会社代表取締役社長
菊池一広	代表取締役社長	
出沼利厚	取締役（商品本部長）	株式会社極東証券経済研究所代表取締役社長
後藤昌弘	取締役（営業本部長）	
茅沼俊三	取締役（企画管理本部長）	
髙橋厚男	取締役	公益財団法人日本関税協会理事長 宝印刷株式会社社外取締役 藍澤證券株式会社社外取締役 髙木証券株式会社社外監査役
宮内誠治	常勤監査役	極東プロパティ株式会社監査役 株式会社ＦＥインベスト監査役
丹野芳和	常勤監査役	
柳村幸一	監査役	株式会社ナイガイ社外監査役

（注）１．取締役髙橋厚男氏は、社外取締役であります。
２．当社は、取締役髙橋厚男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．当社は、独立社外取締役の選任基準を以下のとおり定めております。
①会社法で定める社外取締役の要件を満たしていること。
②東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと。
③当社の取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保でき、取締役会への出席率が80％以上であること。
④当社の社外取締役を務める期間が10年を超えないこと。
⑤他の会社の役員等との兼任が当社を含め５社以内であること。
⑥豊富な経験及び知識を有しており、経営全般について大局的な意見及び助言を行うことができること。
４．常勤監査役丹野芳和氏及び監査役柳村幸一氏は、社外監査役であります。
５．常勤監査役丹野芳和氏は、平成28年６月24日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって辞任される予定ですが、同日付で常務執行役員・営業本部副本部長に就任する予定であります。
６．監査役柳村幸一氏は、平成28年４月27日開催の株式会社ナイガイ定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行が承認され、監査等委員である社外取締役に就任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (1)	369百万円 (9)
監査役 （うち社外監査役）	5 (3)	39 (21)
合計	12	408

（注）１．上記には、平成27年６月23日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役２名（うち社外監査役１名）を含んでおります。なお、当事業年度末現在の役員の人数は、取締役６名（うち社外取締役１名）、監査役３名（うち社外監査役２名）であります。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成27年６月23日開催の第72回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成18年６月27日開催の第63回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

５．上記の支給額には、当事業年度における未払役員賞与63百万円（取締役５名に対し63百万円）が含まれております。

６．当社は、平成18年６月27日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき上記のほか、当事業年度中に退任した取締役１名に対し６百万円の役員退職慰労金を支給しております。

７．当社の役員報酬の額の決定に関する方針は以下のとおりであります。
当社の役員報酬は、（１）定期同額報酬及び（２）業績連動報酬で構成されております。（１）定期同額報酬は、役位や職務に応じた額を月例報酬として、（２）業績連動報酬は、個人の業績及び評価並びに会社全体の業績に連動させた額を賞与として、株主総会で決議いただきました報酬限度額の範囲内において支給しております。

④　社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職先	当社との関係
取締役	髙橋厚男	公益財団法人日本関税協会理事長	特別な関係はありません。
		宝印刷株式会社社外取締役	特別な関係はありません。
		藍澤證券株式会社社外取締役	特別な関係はありません。
		髙木証券株式会社社外監査役	特別な関係はありません。
監査役	柳村幸一	株式会社ナイガイ社外監査役	特別な関係はありません。

⑤　社外役員の当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会への出席状況

	取締役会への出席状況	出席率
取締役髙橋厚男	23回開催中22回出席	95%

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

ロ．取締役会における発言状況

取締役髙橋厚男氏は、取締役会23回のうち22回出席し、証券市場及び証券業界に関する豊富な経験と知見に基づいて客観的な立場で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会及び監査役会への出席状況		出席率
常勤監査役丹野芳和	取締役会	18回開催中18回出席	100%
	監査役会	11回開催中11回出席	100%
監査役柳村幸一	取締役会	23回開催中22回出席	95%
	監査役会	15回開催中15回出席	100%

（注）１．常勤監査役丹野芳和氏は、平成27年６月23日開催の第72回定時株主総会において就任したため、出席可能な取締役会の回数は18回、監査役会の回数は11回となります。
２．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

ニ．取締役会における発言状況

常勤監査役丹野芳和氏は、全ての取締役会に出席し、報告事項や決議事項に適宜質問するとともに、経営に対する客観性や中立性を重視した発言を行っております。

監査役柳村幸一氏は、取締役会23回のうち22回出席し、報告事項や決議事項に適宜質問するとともに、経営に対する客観性や中立性を重視した発言を行っております。

ホ．監査役会における発言状況

常勤監査役丹野芳和氏は、全ての監査役会に出席し、監査業務全般について客観性や中立性を重視した発言を行っております。

監査役柳村幸一氏は、全ての監査役会に出席し、監査業務について客観性や中立性を重視した発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　東陽監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　業務運営の基本方針

当社グループは、経営の透明性向上とコンプライアンス重視の経営に徹するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを経営の重要課題と位置づける。また、「信は萬事の基と為す」を経営の基本理念として、お客さま・株主の皆さま・従業員・地域社会等全てのステークホルダーを視野に入れながら、当社グループ全役職員一人ひとりが常に高い倫理観を持ち、誠実・公正に業務を行うことを業務運営の基本方針とする。

②　当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、統制組織及び統制手段が相互に結びつき内部統制機能が作用するシステムの構築を図る。

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化と経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる取締役会の効率的運営確保を図る観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会の「経営の意思決定及び執行監督機能」と執行役員の「業務執行機能」を分離し、各々の機能強化を図る。

イ．コーポレート・ガバナンス

・取締役会は、法令、定款及び社内規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。取締役会は、活発な議論と迅速な意思決定が可能な体制とし、さらに経営監督機能の透明性向上と経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するために、取締役の任期を１年とする。

・取締役は、法令、定款及び社内規程等に従い、業務執行の監督にあたる。

・執行役員は、取締役会の経営方針に基づき、取締役の監督の下、各々の担当分野において業務を執行する責任を負い、その選任・解任及び担当業務は取締役会で決定する。

・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査部門や会計監査人と連携して、監査役会規程等に則り、取締役の職務執行状況を監査する。

ロ．コンプライアンス体制

・当社は、コンプライアンス全体を統括する統制組織として、内部管理を担当する取締役１名を「内部管理統括責任者」（以下「企画管理本部長」という。）として定める。また、営業単位ごとに「営業責任者」及び「内部管理責任者」を配置し、証券会社としての社会的責任を果たすためのチェック機能の強化を図る。

・当社グループは、全役職員がコンプライアンスに対する理解を深め、法令遵守を行うに止まらず、十分に自己規律を働かせた行動が選択できるよう、「倫理コード」やコンプライアンスの基本原則を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を、社会環境・経営環境の変化に対応し随時見直し改定するとともに、具体的な行動計画を「コンプライアンス・プログラム」として明確化しその徹底を図る。また、業務実施状況に対する適正な管理を行うための統制手段として、社内諸規程の整備を図る。

・当社グループ全役職員の法令等遵守徹底及び管理体制強化の観点から、グループ全役職員を対象とした集合研修を毎年定期的に実施し、コンプライアンス意識の醸成を図る。
・お客さま満足度の向上や当社ブランド確立による企業価値の向上を図るため、苦情相談及びお客さまや株主の皆さまに対するモニタリング結果の社員教育への反映、コンプライアンス事例研究、日本証券業協会・日本取引所グループと連携した社内研修の実施など、研修プログラムの更なる充実を図る。
・職務執行の適正性を検証する観点から、内部監査部門による営業部店検査及びグループ会社を含む業務監査を定期的に実施し、検査（監査）結果については、都度報告会を開催のうえ、問題点の共有と改善事項の徹底を図る。
・当社は、金融商品取引法をはじめとした法令・諸規則遵守の一段の強化を図るため、社内に「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反行為の未然防止策の立案、社内の問題点の早期洗い出しと改善策の検討・具体化を行う。
・公正で健全な企業環境の確立に向け、社内の不正・違反行為に対する「通報・相談」窓口として、日本証券業協会の内部通報支援センターを利用した「内部通報制度」を実施しており、その窓口をグループ会社にも開放し、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保する。
・経営情報や個人情報を含めた情報管理強化のため、「情報セキュリティ方針」「情報セキュリティ規程」「個人情報保護規程」等諸規程を整備するとともに、システム的な安全措置対応を行っており、その徹底を図る。

ハ．反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を当社総務部及び管理統括部と定めるとともに、当社各営業所に不当要求防止責任者を配置し、事案発生時の報告及び対応に係る体制の整備を図る。また、警察等関連機関とも連携し、毅然とした対応を行う。

ニ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制運用規程」を定め、財務報告に係る内部統制及び運用を行うとともに、当社グループ全体の体制が適正に機能しているかどうかを継続的に評価し、不備等があれば速やかに是正を行う。

③　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき文書として作成する。文書は「文書取扱規程」に基づき保存管理の所管部署及び保存期間を定め、必要に応じて閲覧可能な体制を整備する。

④　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社のリスク管理体制は、リスクの多様化・高度化とともに専門性が必要とされることから、リスク管理規程に基づき、当社が管理すべきリスクの所在と種類を明確化したうえで、各々のリスクごとに管理規則類を整備し、各部署が分担して管理する体制とする。

ロ．リスク全般の管理統括の体制については、企画管理本部長を「リスク管理統括責任者」として定めるとともに、リスク管理部を設置し、統合リスク管理を行う。

ハ．当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議決定については、業務分掌・決裁権限規程、稟議規程及びグループ会社管理規程に基づき行い、急激な環境変化等に機動的に対応する。

ニ．証券会社の財務の健全性の指標となる自己資本規制比率については、リスク管理部が毎営業日ごとに算出し、全取締役・執行役員・監査役に報告する他、毎月末の自己資本規制比率並びにその詳細を取締役会に報告する。

⑤　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．経営計画のマネジメント

・当社は、当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、当社各部門及びグループ会社立案の計画を集約したうえで事業年度の収益計画を策定し、当社取締役会において決定する。

・当社各部門及び連結グループ会社は、取締役会が決定した部門別収益計画の達成に向けた具体的な実行計画を策定し、推進する。
・収益計画の進捗状況は、毎月定例開催される当社の取締役会及び取締役と執行役員を構成メンバーとする当社の経営会議において報告されるとともに、四半期ごとに各部門別の執行役員がその業務執行状況の総括と次の四半期の重点施策等の報告を行い、機動的な職務執行を推進する。

ロ．業務執行のマネジメント
・当社は、経営上の最高意思決定機関としての取締役会を毎月１回以上開催し、法令、定款及び取締役会規程に基づく重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
・経営会議は、原則として毎月１回開催し、経営上の重要な業務に関する事項並びに経営計画・営業計画等に関する報告・協議を行い、特に重要な事項については、取締役会にて決議を行う。
・当社グループは、業務執行に関する報告会を定期的に開催し、効率的な業務運営を図る。

⑥　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の管理担当部署を総務部とし、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため「グループ会社管理規程」を制定し、グループ会社の適切な管理を行う。また、当社の内部監査部門及び当社監査役による監査によって、グループ会社の業務執行の適正性の確保を図る。

⑦　グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、連結グループ会社に対し営業成績・財務状況その他の重要情報の定期的な報告を求め、取締役会、経営会議で報告する。

⑧　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を行っていないが、必要に応じ、関連部署と連携し、効率的な監査ができる体制を整備する。

なお、取締役は、監査役会から当該事項に関する体制整備について要請があった場合は、専ら監査役の指揮命令に従う使用人を配置する等速やかに対応する。

⑨　当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに子会社の取締役・監査役等・使用人又は、これらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、営業部店検査及び業務監査の実施状況、内部通報の状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

⑩　監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の内部通報規程の一部を準用することにより、当社グループの監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑪　当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から、その職務の執行に要する又は要した費用の支払いの請求があった場合には、請求額に応じ当社の関係規程類を準用のうえ、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書や議事録等業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を整備する。

当社は、監査役が、監査役会の開催の状況やその内容について、定期的に代表取締役に報告し、協議する機会を保障する。また、監査役が、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、監査について情報の交換を行うなど連携が図れる体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役１名を含む取締役６名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席して開催しております。毎月１回、定期的に開催するとともに必要に応じ臨時取締役会を開催し（当事業年度では取締役会を23回開催）、業績の状況確認や重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行いました。

② コンプライアンス体制

当社は、法令・諸規則遵守の強化を図るため、コンプライアンスに関する具体的な行動計画を「コンプライアンス・プログラム」として纏め、取締役会で決議いたしました。また、コンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況を確認するとともに、社内コンプライアンス体制の改善策を立案・実施いたしました。さらに、それら施策の社内徹底を図るために、当社グループ全役職員を対象とした社内研修を実施いたしました。

③ リスク管理体制

リスク管理規程で定める各リスク担当部署は、各リスクの管理状況等を規程類に則り、定期的に取締役会に報告いたしました。また、関連規程類の見直しを行うとともに、危機対応に関する訓練も定期的に実施いたしました。

④ グループ会社における業務の適正の確保

当社取締役会は、グループ会社の経営計画を決議するとともに毎月連結グループ会社の業績報告を受けております。また、当社の内部監査部門及び監査役による監査を実施し、適正性を確保いたしました。

⑤ 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されており、原則毎月開催するとともに必要に応じ臨時監査役会を開催しております（当事業年度では監査役会を15回開催）。常勤監査役を中心に監査方針、監査実施計画等に基づき取締役会や社内重要会議に出席し経営の監視を行う他、往査等を実施し各部門の監査を実施いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定にあたりましては、当社を取り巻く事業環境や下記の方針をもとに総合的に判断いたしております。

① 株主資本の水準につきましては、財務の健全性維持の観点から、事業活動に伴うリスクに鑑みて十分な水準の維持に努めることとし、自己資本規制比率300%以上を目安といたしております。

② 当社の自己資本の水準及び中長期的な業績動向並びに株価等を総合的に判断し、連結配当性向50%以上若しくは連結純資産配当率（DOE）2%以上の両基準で算出した数値のいずれか高い金額を配当金額とすることを基本方針としております。

③ 内部留保金につきましては、主として、お客さまサービスの向上や営業基盤の拡充に資する政策の実施及び高い収益性や成長性が見込める事業分野への投資活動に充当してまいります。

当連結会計年度の業績につきましては、事業報告に記載のとおりでございますが、期末配当は上記の基本方針に則り、平成28年４月28日開催の取締役会において１株につき30円（既に実施済みの中間配当40円と合わせ年間70円）の配当の決議をしております。

なお、直前３事業年度における剰余金の配当推移は以下のとおりであります。

項目	第70期 (24．4．1～ 25．3．31)	第71期 (25．4．1～ 26．3．31)	第72期 (26．4．1～ 27．3．31)	第73期 (27．4．1～ 28．3．31)
中間配当	10円	70円	45円	40円
期末配当	72円	56円	45円	30円
年間配当	82円	126円	90円	70円

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**57,403**	**流動負債**	**31,767**
現金・預金	8,400	信用取引負債	367
預託金	7,843	信用取引借入金	193
トレーディング商品	30,656	信用取引貸証券受入金	174
商品有価証券等	30,656	預り金	7,370
約定見返勘定	1,597	受入保証金	1,050
営業投資有価証券	12	有価証券等受入未了勘定	104
金銭の信託	1,985	短期借入金	21,345
信用取引資産	5,561	前受収益	196
信用取引貸付金	5,483	未払金	74
信用取引借証券担保金	78	未払費用	128
立替金	2	未払法人税等	774
短期差入保証金	31	賞与引当金	256
短期貸付金	244	その他の流動負債	99
前払金	0	**固定負債**	**5,610**
前払費用	44	長期借入金	4,511
未収入金	120	長期未払金	449
未収収益	406	繰延税金負債	134
繰延税金資産	147	退職給付に係る負債	49
その他の流動資産	353	その他の固定負債	464
貸倒引当金	△3	**特別法上の準備金**	**27**
固定資産	**25,567**	金融商品取引責任準備金（金融商品取引法第46条の５）	27
有形固定資産	19,447	**負債合計**	**37,405**
建物	4,032	純資産の部	
機械装置	16	科目	金額
車両運搬具	3	**株主資本**	**42,755**
器具・備品	398	資本金	5,251
土地	14,992	資本剰余金	4,774
建設仮勘定	4	利益剰余金	33,592
無形固定資産	47	自己株式	△863
ソフトウェア	23	**その他の包括利益累計額**	**262**
電話加入権	23	その他有価証券評価差額金	262
その他の無形固定資産	0	**非支配株主持分**	**2,587**
投資その他の資産	6,072	**純資産合計**	**45,605**
投資有価証券	4,176		
関係会社株式	85		
出資金	1		
長期貸付金	786		
社内長期貸付金	6		
長期差入保証金	486		
長期前払費用	1		
退職給付に係る資産	416		
繰延税金資産	17		
その他の投資等	137		
貸倒引当金	△43		
繰延資産	**40**		
開業費	40		
資産合計	**83,011**	**負債・純資産合計**	**83,011**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	内訳	金額
営業収益		10,222
受入手数料	2,696	
トレーディング損益	4,032	
営業投資有価証券損益	△1	
金融収益	1,600	
その他の営業収入	1,893	
金融費用		118
純営業収益		10,104
販売費・一般管理費		6,684
取引関係費	705	
人件費	3,236	
不動産関係費	736	
事務費	596	
減価償却費	332	
租税公課	263	
その他	812	
営業利益		3,420
営業外収益		1,153
営業外費用		297
経常利益		4,276
特別利益		3,038
投資有価証券売却益	1,522	
固定資産売却益	1,515	
特別損失		1,103
投資有価証券評価損	1,101	
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	1	
金融商品取引責任準備金繰入	0	
税金等調整前当期純利益		6,211
法人税、住民税及び事業税		1,971
法人税等調整額		67
当期純利益		4,171
非支配株主に帰属する当期純利益		1,304
親会社株主に帰属する当期純利益		2,867

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,251	4,774	33,436	△863	42,599
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,711		△2,711
親会社株主に帰属する当期純利益			2,867		2,867
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	155	－	155
当連結会計年度末残高	5,251	4,774	33,592	△863	42,755

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,509	1,509	5,990	50,099
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△2,711
親会社株主に帰属する当期純利益				2,867
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△1,246	△1,246	△3,402	△4,649
当連結会計年度変動額合計	△1,246	△1,246	△3,402	△4,493
当連結会計年度末残高	262	262	2,587	45,605

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**53,411**	**流動負債**	**26,747**
現金・預金	6,476	信用取引負債	367
預託金	7,822	信用取引借入金	193
トレーディング商品	30,656	信用取引貸証券受入金	174
商品有価証券等	30,656	預り金	7,342
約定見返勘定	1,597	受入保証金	1,050
信用取引資産	5,561	有価証券等受入未了勘定	104
信用取引貸付金	5,483	短期借入金	16,350
信用取引借証券担保金	78	前受収益	328
立替金	1	未払金	20
短期差入保証金	31	未払費用	107
短期貸付金	264	未払法人税等	723
前払金	0	賞与引当金	252
前払費用	19	その他の流動負債	99
未収入金	88	**固定負債**	**1,610**
未収収益	402	長期借入金	1,000
繰延税金資産	144	長期未払金	429
その他の流動資産	348	繰延税金負債	140
貸倒引当金	△3	退職給付引当金	40
固定資産	**15,716**	その他の固定負債	0
有形固定資産	692	**特別法上の準備金**	**27**
建物	184	金融商品取引責任準備金（金融商品取引法第46条の５）	27
車両運搬具	3	**負債合計**	**28,386**
器具・備品	345	純資産の部	
土地	159	科目	金額
無形固定資産	46	**株主資本**	**40,479**
ソフトウェア	23	資本金	5,251
電話加入権	23	資本剰余金	4,774
投資その他の資産	14,976	資本準備金	4,774
投資有価証券	4,176	利益剰余金	31,316
関係会社株式	4,936	利益準備金	641
出資金	1	その他利益剰余金	30,675
長期貸付金	786	別途積立金	16,271
関係会社長期貸付金	4,190	繰越利益剰余金	14,404
社内長期貸付金	6	自己株式	△863
長期差入保証金	477	**評価・換算差額等**	**262**
長期前払費用	0	その他有価証券評価差額金	262
前払年金費用	416	**純資産合計**	**40,741**
その他の投資等	128		
貸倒引当金	△143		
資産合計	**69,128**	**負債・純資産合計**	**69,128**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	内訳	金額
営業収益		8,371
受入手数料	2,737	
トレーディング損益	4,032	
金融収益	1,600	
金融費用		118
純営業収益		8,252
販売費・一般管理費		5,314
取引関係費	642	
人件費	3,104	
不動産関係費	606	
事務費	637	
減価償却費	79	
租税公課	128	
その他	115	
営業利益		2,938
営業外収益		1,278
営業外費用		37
経常利益		4,179
特別利益		1,522
投資有価証券売却益	1,522	
特別損失		1,103
投資有価証券評価損	1,101	
固定資産除却損	1	
金融商品取引責任準備金繰入	0	
税引前当期純利益		4,598
法人税、住民税及び事業税		1,905
法人税等調整額		58
当期純利益		2,634

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,251	4,774	4,774	641	16,271	14,480	31,392	△863	40,555
当期変動額									
剰余金の配当						△2,711	△2,711		△2,711
当期純利益						2,634	2,634		2,634
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△76	△76	－	△76
当期末残高	5,251	4,774	4,774	641	16,271	14,404	31,316	△863	40,479

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,509	1,509	42,065
当期変動額			
剰余金の配当			△2,711
当期純利益			2,634
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,246	△1,246	△1,246
当期変動額合計	△1,246	△1,246	△1,323
当期末残高	262	262	40,741

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

極 東 証 券 株 式 会 社
取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 福 田 光 博㊞
指定社員 業務執行社員 公認会計士 木 村 健㊞
指定社員 業務執行社員 公認会計士 澁 江 英 樹㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、極東証券株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

極 東 証 券 株 式 会 社
取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　光　博㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　　健㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　澁　江　英　樹㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、極東証券株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象
特に記載すべき重要な後発事象はありません。

平成28年５月13日

極東証券株式会社　監査役会
常勤監査役　宮　内　誠　治㊞
常勤監査役　丹　野　芳　和㊞
監　査　役　柳　村　幸　一㊞

（注）　監査役丹野芳和及び柳村幸一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役６名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス強化のため社外取締役１名を増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	菊池廣之（きくちひろゆき） （昭和17年３月６日）	昭和39年４月　野村證券株式会社入社 昭和47年７月　当社入社 昭和47年11月　同代表取締役副社長 昭和54年12月　同代表取締役社長 平成24年４月　同代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 極東プロパティ株式会社代表取締役社長	979,758株
	（取締役候補者とした理由） 菊池廣之氏は、当社代表取締役副社長、代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、強いリーダーシップで当社グループの経営を長年担ってまいりました。同氏の豊富な経験や幅広い見識は、当社の持続的な企業価値向上のために必要であり、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		
2	菊池一広（きくちかずひろ） （昭和43年２月８日）	平成２年４月　野村證券株式会社入社 平成11年３月　当社入社 顧問 平成11年６月　同代表取締役副社長 平成24年４月　同代表取締役社長（現任）	967,346株
	（取締役候補者とした理由） 菊池一広氏は、当社代表取締役副社長及び代表取締役社長を歴任し、その経験、知識及び指導力を生かし、当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。同氏の経営者としての経験や判断力は、当社の持続的な企業価値向上のために必要であり、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	いで　ぬま　とし　あつ 出沼利厚 （昭和23年２月20日）	昭和46年４月　当社入社 平成５年３月　同商品本部公社債商品部長 平成９年４月　同営業本部国際部長 平成15年10月　同商品本部金融商品部長 平成18年６月　同執行役員国際金融商品部長 平成19年10月　同常務執行役員・商品本部長兼国際金融商品部長 平成21年６月　同常務執行役員・商品本部長 平成23年６月　同取締役専務執行役員・商品本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社極東証券経済研究所代表取締役社長	11,516株
	（取締役候補者とした理由） 出沼利厚氏は、当社入社以来、債券部門に長く携わり、現在も取締役専務執行役員・商品本部長として商品部門を統括し、当社独自の取扱商品の開拓を通して業績拡大に寄与してまいりました。同氏のこれまでの豊富な経験と知見を踏まえ、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		
4	ごとうまさひろ 後藤昌弘 （昭和36年10月６日）	昭和60年４月　当社入社 平成14年10月　同営業本部大阪支店長 平成20年３月　同営業本部本店資産管理第二部長 平成22年６月　同執行役員営業本部本店資産管理第二部長 平成23年４月　同執行役員・営業本部副本部長兼営業統括部長 平成24年６月　同常務執行役員・営業本部副本部長兼営業統括部長 平成26年６月　同取締役常務執行役員・営業本部長兼営業統括部長（現任）	21,000株
	（取締役候補者とした理由） 後藤昌弘氏は、当社入社以来、営業部門に長く携わり、現在も取締役常務執行役員・営業本部長として営業部門を統括し、顧客ベースの拡大や預り資産の増加を推進してまいりました。同氏のこれまでの豊富な経験と知見を踏まえ、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	茅沼俊三（かやぬましゅんぞう） （昭和32年８月４日）	昭和55年４月　東京証券取引所入所 平成19年６月　株式会社東京証券取引所渉外広報部長 平成23年６月　株式会社東京証券取引所グループ国際担当企画統括役 平成25年１月　株式会社日本取引所グループ国際担当企画統括役兼株式会社東京証券取引所上場推進部企画統括役 平成25年12月　当社入社 執行役員・企画管理本部経理部担当 平成26年12月　同常務執行役員・企画管理本部副本部長 平成27年６月　同取締役常務執行役員・企画管理本部長（現任）	1,600株
	（取締役候補者とした理由） 茅沼俊三氏は、株式会社日本取引所グループ出身であり、証券取引所の市場運営に長く携わってまいりました。当社では、取締役常務執行役員・企画管理本部長として企画管理部門を統括しております。同氏の市場運営に係る経験と知見を踏まえ、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		
6	堀川健次郎（ほりかわけんじろう） （昭和17年８月５日） 新任　社外 独立役員	昭和40年４月　株式会社日本経済新聞社入社 平成８年３月　同取締役東京本社編集局長 平成10年３月　同常務取締役名古屋支社代表 平成12年３月　同常務取締役編集・出版担当 平成14年３月　株式会社QUICK代表取締役副社長 平成16年３月　同代表取締役社長 平成20年３月　同代表取締役会長 平成24年３月　同特別顧問 平成28年３月　同参与（現任）	－株
	（社外取締役候補者とした理由） 堀川健次郎氏は、株式会社日本経済新聞社及び株式会社QUICKにおいて、経営者として長く会社経営に携わってまいりました。同氏の企業経営者としての豊富な経験と金融市場に関係する職務履歴に基づく知見は、当社取締役会の機能強化に資するものと判断し、社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	よしのさだお 吉野貞雄 (昭和19年６月19日) 新任　社外 独立役員	昭和42年４月　東京証券取引所入所 平成11年５月　同常務理事 平成13年11月　株式会社東京証券取引所常務取締役 平成14年６月　同代表取締役専務 平成17年12月　日本証券決済株式会社（現株式会社日本証券クリアリング機構）顧問 平成19年６月　平和不動産株式会社代表取締役専務執行役員 平成22年６月　同代表取締役社長 社長執行役員 平成25年６月　同取締役相談役 平成27年６月　同相談役（現任）	―株
	（社外取締役候補者とした理由） 吉野貞雄氏は、株式会社東京証券取引所及び平和不動産株式会社において、経営者として長く会社経営に携わるとともに、政府や関連団体の委員を務めるなど証券市場に密接に関係する業務を幅広く経験しております。同氏の豊富な経験と知見は、当社取締役会の機能強化に資するものと判断し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．堀川健次郎氏及び吉野貞雄氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏が原案どおり選任された場合、新たに東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
３．当社は、独立社外取締役の選任基準を以下のとおり定めております。
①会社法で定める社外取締役の要件を満たしていること。
②東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと。
③当社の取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保でき、取締役会への出席率が80％以上であること。
④当社の社外取締役を務める期間が10年を超えないこと。
⑤他の会社の役員等との兼任が当社を含め５社以内であること。
⑥豊富な経験及び知識を有しており、経営全般について大局的な意見及び助言を行うことができること。
４．堀川健次郎氏及び吉野貞雄氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

５．取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、以下のとおりであります。
取締役候補者の指名については、人格識見に優れ、担当業務で実績を上げ、かつ企業経営に精通している人物を各部門のバランスに配慮しながら、取締役会において決定しております。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役丹野芳和氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者安村和洋氏は、監査役丹野芳和氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
安村和洋（やすむらかずひろ） （昭和34年５月９日） 新任　社外 独立役員	昭和57年４月　三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 平成15年11月　同不動産営業第二部長 平成16年12月　同不動産営業第三部長 平成19年５月　同広島支店長 平成20年12月　同大阪支店営業第二部長 平成22年12月　中央三井キャピタル株式会社取締役社長 平成24年４月　三井住友トラスト・キャピタル株式会社取締役社長 平成27年６月　株式会社デベロツパー三信取締役社長（現任）	―株
（社外監査役候補者とした理由） 安村和洋氏は、長年に亘る金融機関勤務経験及び会社経営者としての幅広い知見を持ち、その経歴を通じて培った見識を生かして、客観性や中立性を重視した監査が期待できると判断したため、社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．安村和洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．安村和洋氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏が原案どおり選任された場合、新たに東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
３．安村和洋氏は、平成28年６月下旬に開催予定の株式会社デベロツパー三信定時株主総会終結の時をもって退任する予定であります。
４．安村和洋氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
５．取締役会が監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、以下のとおりであります。
監査役候補者の指名については、財務会計に関する知見、証券業界に関する知識、かつ企業経営に対する多様な視点についてのバランスを確保しながら、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

平成27年６月23日開催の第72回定時株主総会において補欠監査役に選任された藤田博章氏の選任の効力は本総会が開始されるまでの間とされておりますので、法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
藤田博章（ふじたひろあき） （昭和15年５月25日） 社外	昭和39年４月　日本レイヨン株式会社（現ユニチカ株式会社）入社 昭和44年４月　フジタ産業株式会社入社　専務取締役 昭和53年３月　有限会社ファミリーフーズ設立（現株式会社フジタコーポレーション）代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社フジックス代表取締役社長 フジタ産業株式会社取締役	－株
（補欠監査役候補者とした理由） 藤田博章氏は、同氏の経営者としての豊富な経験と見識を生かして、客観性や中立性を重視した監査が期待できると判断したため、補欠の監査役候補者といたしました。		

（注）１．藤田博章氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．藤田博章氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．藤田博章氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年６月23日開催の第72回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大したこと及び取締役会の監督機能強化（コーポレート・ガバナンス強化）を図るため、社外取締役を１名増員すること等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額550百万円以内（うち社外取締役分24百万円以内）と改めさせていただきたくお願いするものであります。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）でありますが、第１号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は７名（うち社外取締役２名）となります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館９階会議室
電話：０３－３６６７－９２１０

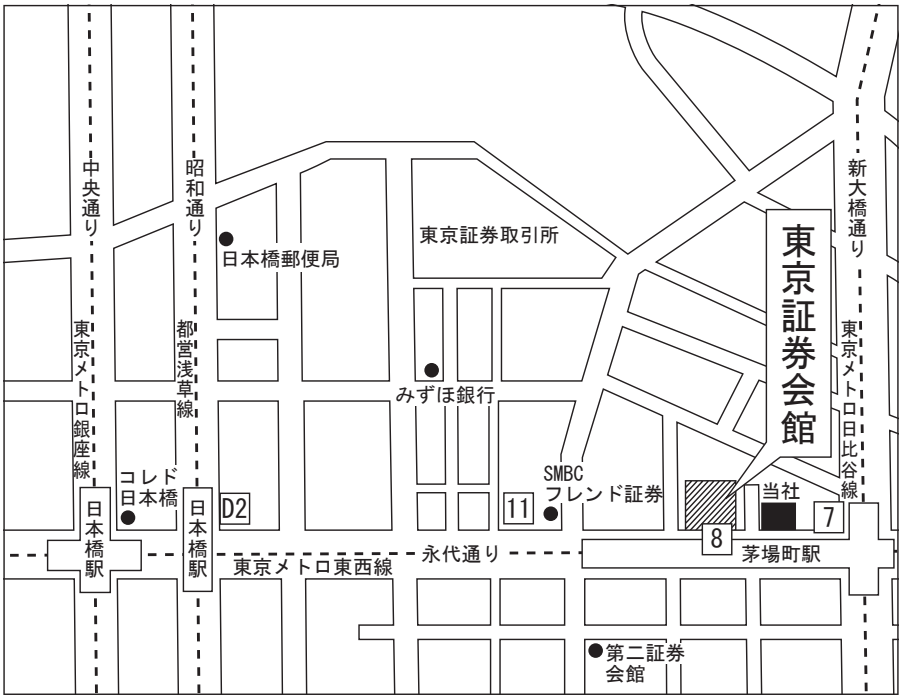

〔最寄駅〕
地下鉄（東京メトロ）日比谷線・東西線　茅場町駅
「８番出口」直結
（都営）　浅草線　日本橋駅
「Ｄ２出口」徒歩５分

本紙は、環境に配慮した印刷用紙とベジタブルオイルインキを使用しております。